

○大田原市下水道使用料等審議会条例

昭和57年12月23日条例第22号

大田原市下水道使用料等審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、下水道使用料等審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市が設置する下水道事業の使用料、負担金及び分担金に関する必要な調査及び審議を行わせるため、大田原市下水道使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 下水道使用者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長があたるものとする。

3 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。